

令和4年度 P T A事業経過報告

1 鳥栖北小 P T A事業

(1) 委員会活動

*広報委員会

- ・北小 P T A 広報誌「すまいる 倶楽部」の発行

7月1号発行	9月2号発行	12月3号発行	3月4号発行
--------	--------	---------	--------

- ・運動会の片付け協力
- ・2月 「鳥栖・基山地区研究大会」参加

*母親委員会

- ・運動会の受付、片付け協力
- ・11月12日(土)「はは!!おや!?オリンピック」
大会運営委員として参加(校内・校外母親委員長のみ)
- ・2月 「鳥栖・基山地区研究大会」参加
- ・3月 校納金監査

*生活安全委員会(地区と連携)

- ・「子ども110番の家」協力依頼
- ・「花いっぱい運動」の実施
- ・交通安全指導員の表彰事務
- ・通学路点検の実施

*三役会

4月22日	6月13日	9月5日	10月17日	1月20日	2月13日
-------	-------	------	--------	-------	-------

- ・学校備品購入の検討(給食台、プールマット) ・マナーアップポスター入選作品選考
- ・科学ショー開催 ・次年度三役の選考 等を協議

*企画委員会

4月25日	5月23日	7月4日	11月7日	1月30日	3月6日
-------	-------	------	-------	-------	------

- ・学校備品の購入 ・運動会の受付及び片付け ・科学ショー開催 等を協議

(2) 各種事業

5月13日	総会 → 書面開催
9月3日	愛校デー(運動場草取り) → 中止
10月1日	運動会マナーアップポスター掲示・表彰 運動会開催(受付設置・片付け協力)
11月12日	はは!!おや!?オリンピック →自由参加(北小はコロナの状況を鑑みて一般委員は不参加。 校内・校外母親委員長のみ運営委員として参加。) 花いっぱい運動 寄せ植え作り 花いっぱい運動 子供の家110番のお宅へ花鉢を配布
12月5日	科学ショー開催

1月	第8回 地域交流ものづくり体験 → 中止
3月	会計監査

2 鳥栖地区PTA事業

鳥栖地区PTA委員会

5月18日	6月15日	8月3日	9月21日	10月26日	1月18日	3月25日
-------	-------	------	-------	--------	-------	-------

鳥栖地区PTA母親委員

5月13日	6月3日	7月29日	9月13日	10月14日
11月11日	11月12日	11月18日	2月11日	

各種事業

5月28日	鳥栖地区小中学校PTA連合会定期総会
6月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー
6月25日	地区PTA役員研修会
8月19日	教育懇談会
11月12日	はは!!おや!?!オリンピック
2月1日	地区一斉ノーテレビ・ノーゲームデー
2月11日	鳥栖地区PTA研究大会

3 県PTA等事業

6月1日～7日	県下一斉安全指導
6月4日	佐賀県PTA定期総会
9月1日～7日	県下一斉安全指導
10月21日	佐賀県PTA母親役員研修会
11月1日	県下一斉家族でホッとタイム（ノーテレビ・ノーゲームデー）
12月17日～18日	九州PTA研究大会おきなわ大会
1月21日	市郡連リーダー研修会

4 その他

5月	鳥栖北地区まちづくり推進協議会運営委員会兼役員会
	鳥栖北地区まちづくり推進協議会 総会（書面）
	鳥栖北地区交通安全対策協議会役員会
7月	学校保健安全委員会
	通学路点検
11月	鳥栖北地区防災講習会
年7回開催	鳥栖北地区まちづくり推進協議会

鳥栖市立鳥栖北小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、鳥栖北小学校 P T A と称し、本部を鳥栖北小に置く。

第 2 条 本会は、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員研修、会員交流に関する事項
- 2 児童の生活指導に関する事項
- 3 学校施設の整備、美化に関する事項
- 4 児童の交通安全、校区内の安全確保に関する事項
- 5 広報活動に関する事項
- 6 児童の健全育成に関する事項

第 2 章 会 員

第 4 条 会員は、児童の保護者及び教職員とする。

第 5 条 本会への加入及び脱退は、入学、卒業、転出入と同時に行われる。

第 3 章 機 関

第 6 条 本会に、次の機関を置く。

- | | | | |
|---------------------------|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 総会 | <input type="radio"/> 企画委員会 | <input type="radio"/> 執行部会 | <input type="radio"/> 専門委員会 |
| <input type="radio"/> 学年会 | <input type="radio"/> 町区 P T A | <input type="radio"/> 監査会 | |

第 1 節 総 会

第 7 条 総会は全会員をもって構成される最高意思決定機関であり、通常総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 8 条 総会審議は書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。但し、会員の出席が必要と企画委員会が必要と認めたときは集会形式とし、その場合の議長は会員の中から選出する。

第 9 条 次の事項は総会の決議または承認を得なければならない。

- 1 予算、決算
- 2 活動方針
- 3 規約の制定、改廃
- 4 企画委員及び監査委員の選任

第10条 総会は会員の2分の1以上（決議書の提出又は委任状を含む。）の出席により成立し、その決議は決議書の提出者又は出席者の過半数をもって成立する。

第2節 企画委員会

第11条 企画委員会は、会長、副会長、各町区PTA代表者、教職員代表者、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第13条 企画委員会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第3節 執行部会

第14条 執行部会は、会長、副会長、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第15条 執行部会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第16条 執行部会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第4節 専門委員会

第17条 本会には次の専門委員会を置く。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1 生活安全委員会 | 2 広報委員会 | 3 母親委員会 |
|-----------|---------|---------|

第18条 専門委員会は各専門委員長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第19条 各専門委員会は、次の事業を分掌する。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 生活安全委員会 | 第3条の2、第3条の4 |
| 2 広報委員会 | 第3条の5 |
| 3 母親委員会 | 第3条の6 |

第5節 学年会

第20条 学年会は各学年毎に学年委員をもって構成し、当該学年に関する事項の諸般の企画運営に当たる。

第21条 学年会は当該構成員が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第6節 町区PTA

第22条 町区PTAは各町区毎に組織し、当該町区の保護者を会員とする。

第23条 町区PTAと鳥栖北小学校PTAは、互いに連携を図りながら活動を推進するものとする。

第7節 監査会

第24条 監査会は監査委員を2名置き、会計を監査する。

第25条 監査委員は年1回以上会計に関する帳簿を検査し、総会において監査結果を報告しなければならない。

第4章 役職員

第26条 本会は次のとおり役職員を置く。

- 会長（1名）
- 副会長（若干名）

第27条 会長は、本会を代表する。

第28条 副会長は次の職務を行う。

- 1 生活安全委員長、広報委員長、母親委員長、書記、会計事務の職務を兼任する。
- 2 会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第29条 本会は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。但し、臨時総会において会員の5分の4以上の多数により必要と認めたときは臨時に会費を徴収することができる。

- | | | | |
|------|----------------|----|--------|
| 1 会費 | 保護者については1世帯当たり | 年額 | 4,200円 |
| | 教職員については1人当たり | 年額 | 4,200円 |

第30条 会員の中で特別の事情のある者については、企画委員会で協議のうえ、会費の全部または一部を免除することができる。

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。

第32条 その他、会計に関する事項は別に定める規定による。

第6章 役員選出

第33条

- 1 10月吉日に次年度執行部、学年委員の立候補者を募り選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合
 - 執行部
新6年生の中で役員未経験者の中から抽選で決定する。
 - 学年委員
各学年の役員未経験者の中から各学年8名を抽選で決定する。

【 附 則 】

昭和32年4月1日付けをもって施行された鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約は、平成14年11月25日臨時総会において上記のとおり全面改正され、平成15年4月1日より施行する。

平成22年5月7日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

平成23年5月6日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

令和2年5月29日総会において第5章34条2項が削除され、即日施行する。

令和3年5月14日総会において、第6章 役員選出 第38条を追記し、即日施行する。
令和4年5月13日総会において、上記のとおり運営委員会が削除され、第3章及び第5章の一部が改定され、即日施行する。
令和5年5月12日総会において、上記のとおり三役会が執行部会と名称変更され、第3章及び第6章の一部が改定され即日施行する。

鳥栖市立鳥栖北小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、鳥栖北小学校 P T A と称し、本部を鳥栖北小に置く。

第 2 条 本会は、家庭・学校・地域が連携を図り、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員研修、会員交流に関する事項
- 2 児童の生活指導に関する事項
- 3 学校施設の整備、美化に関する事項
- 4 児童の交通安全、校区内の安全確保に関する事項
- 5 広報活動に関する事項
- 6 児童の健全育成に関する事項

第 2 章 会 員

第 4 条 会員は、児童の保護者及び教職員とする。

第 5 条 本会への加入及び脱退は、入学、卒業、転出入と同時に行われる。

第 3 章 機 関

第 6 条 本会に、次の機関を置く。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| <input type="radio"/> 総会 | <input type="radio"/> 企画委員会 | <input type="radio"/> 執行部三役会 |
| <input type="radio"/> 専門委員会 | <input type="radio"/> 学年会 | <input type="radio"/> 町区 P T A <input type="radio"/> 監査会 |

第 1 節 総 会

第 7 条 総会は全会員をもって構成される最高の意思決定機関であり、通常総会は毎年 1 回開催し、臨時総会は企画委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 8 条 総会審議は書面（電磁的記録を含む。）によるものとする。但し、会員の出席が必要と企画委員会が認めたときは集会形式とし、その場合の議長は会員の中から選出する。

第 9 条 次の事項は総会の決議または承認を得なければならない。

- 1 予算、決算
- 2 活動方針
- 3 規約の制定、改廃
- 4 企画委員及び監査委員の選任

第10条 総会は会員の2分の1以上（決議書の提出又は委任状を含む。）の出席により成立し、その決議は決議書の提出者又は出席者の過半数をもって成立する。

第2節 企画委員会

第11条 企画委員会は、会長、副会長、各町区PTA代表者、教職員代表者、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第12条 企画委員会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第13条 企画委員会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第3節 執行部三役会

第14条 執行部三役会は、会長、副会長、その他会長が必要と認めた者で構成し、必要に応じて開催する。

第15条 執行部三役会は会長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第16条 執行部三役会は第3条に規定する事業、その他諸般の企画運営に当たる。

第4節 専門委員会

第17条 本会には次の専門委員会を置く。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1 生活安全委員会 | 2 広報委員会 | 3 母親委員会 |
|-----------|---------|---------|

第18条 専門委員会は各専門委員長が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第19条 各専門委員会は、次の事業を分掌する。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 生活安全委員会 | 第3条の2、第3条の4 |
| 2 広報委員会 | 第3条の5 |
| 3 母親委員会 | 第3条の6 |

第5節 学年会

第25条 学年会は各学年毎に学年委員をもって構成し、当該学年に関する事項の諸般の企画運営に当たる。

第26条 学年会は当該構成員が招集し、議長は構成員の中から選出する。

第6節 町区PTA

第22条 町区PTAは各町区毎に組織し、当該町区の保護者を会員とする。

第23条 町区PTAと鳥栖北小学校PTAは、互いに連携を図りながら活動を推進するものとする。

第7節 監査会

第24条 監査会は監査委員を2名置き、会計を監査する。

第25条 監査委員は年1回以上会計に関する帳簿を検査し、総会において監査結果を報告しなければならない。

第4章 役職員

第26条 本会は次のとおり役職員を置く。

- 会長（1名）
- 副会長（若干名）

第27条 会長は、本会を代表する。

第28条 副会長は次の職務を行う。

- 1 生活安全委員長、広報委員長、母親委員長、書記、会計事務の職務を兼任する。
- 2 会長に事故あるときはその職務を代行する。

第5章 会計

第29条 本会は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。但し、運営委員会において運営委員全員の5分の4以上の多数により必要と認めたときは臨時に会費を徴収することができる。

- | | | | |
|------|----------------|----|--------|
| 1 会費 | 保護者については1世帯当たり | 年額 | 4,200円 |
| | 教職員については1人当たり | 年額 | 4,200円 |

第30条 会員の中で特別の事情のある者については、企画委員会で協議のうえ、会費の全部または一部を免除することができる。

第31条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄の1年間とする。

第32条 その他、会計に関する事項は別に定める規定による。

第6章 役員選出

第33条

- 1 10月吉日に次年度**執行部三役**、学年委員の立候補者を募り選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合
 - 執行部三役**
新6年生の中で役員未経験者の中から抽選で決定する。
 - 学年委員
各学年の役員未経験者の中から各学年8名を抽選で決定する。

【 附 則 】

昭和32年4月1日付けをもって施行された鳥栖市立鳥栖北小学校PTA規約は、平成14年11月25日臨時総会において上記のとおり全面改正され、平成15年4月1日より施行する。

平成22年5月7日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

平成23年5月6日総会において第3章と第4章の一部が改定され、即日施行する。

令和2年5月29日総会において第5章34条2項が削除され、即日施行する。

令和3年5月14日総会において、第6章 役員選出 第38条を追記し、即日施行する。

令和4年5月13日総会において、上記のとおり運営委員会が削除され、第3章及び第5章の一部が改定され、即日施行する。

令和5年5月12日総会において、上記のとおり三役会が執行部会と名称変更され、第3章及び第6章の一部が改定され、即日施行する。

令和5年度 活動方針（案）

基本方針

私たち鳥栖北小学校PTAは、『家庭』『学校』『地域』が連携し、子どもたちの健全な成長と安全を図ることを目的とする。

活動目標

子どもたちのために、教育環境の改善と充実、施設の美化に努める。

子どもたちとともに、保護者と地域とのふれあい体験活動を展開する。

子どもたちと会員のために、研修活動に励むとともに交流を深め、基本的な生活習慣の育成に努める。

子どもたちのために、保護者と教職員が地域と連携し、安全活動に努め交流を深める。

令和5年度事業計画（案）

【北小PTA】

- 5月 PTA総会（書面開催）
6月 教育講演会（日曜参観）
7月 夏休み親子健康料理教室
広報誌「すまいる倶楽部」発行
「すまいる倶楽部」…鳥栖北小の先生方の写真やコメント、各学年の行事や日常の風景を掲載する広報誌
8月 運動会マナーアップポスター募集
9月 愛校デー（運動場草取り）
10月 運動会
11月 はは!!おや!?オリンピック
花いっぱい運動
花いっぱい運動…子どもたちを見守ってくださっている地域の方々へ感謝の気持ちを込めて子どもたちが寄せ植えした花々を贈る行事
12月 広報誌「すまいる倶楽部」発行
1月 地域交流ものづくり体験
3月 広報誌「すまいる倶楽部」発行
卒業記念品贈呈
会計監査

【おやじバツ会活動（PTA 後援）】

- ・学校デイキャンプ
- ・親子ふれあいキャンプ
- ・門松、しめ縄づくり
- ・逃走中
- ・イルミネーション

【九州PTA】

- 10月 九P研究大会（佐賀大会）

【佐賀県PTA】

- 6月 県P総会
11月 県下一斉ノーテレビデー

【地区PTA】

- 5月 地区P総会
6月 地区一斉ノーテレビデー
地区P合同研修会
8月 教育懇談会
1月 市郡連リーダー研修会
2月 地区一斉ノーテレビデー
地区P研究大会

【鳥栖北地区】

- 鳥栖北地区交対協研修会（開催月未定）

※開催月は変更になる場合があります

議案第 5 号

令和 5年度 鳥栖北小PTA会計予算書(案)

【収入の部】

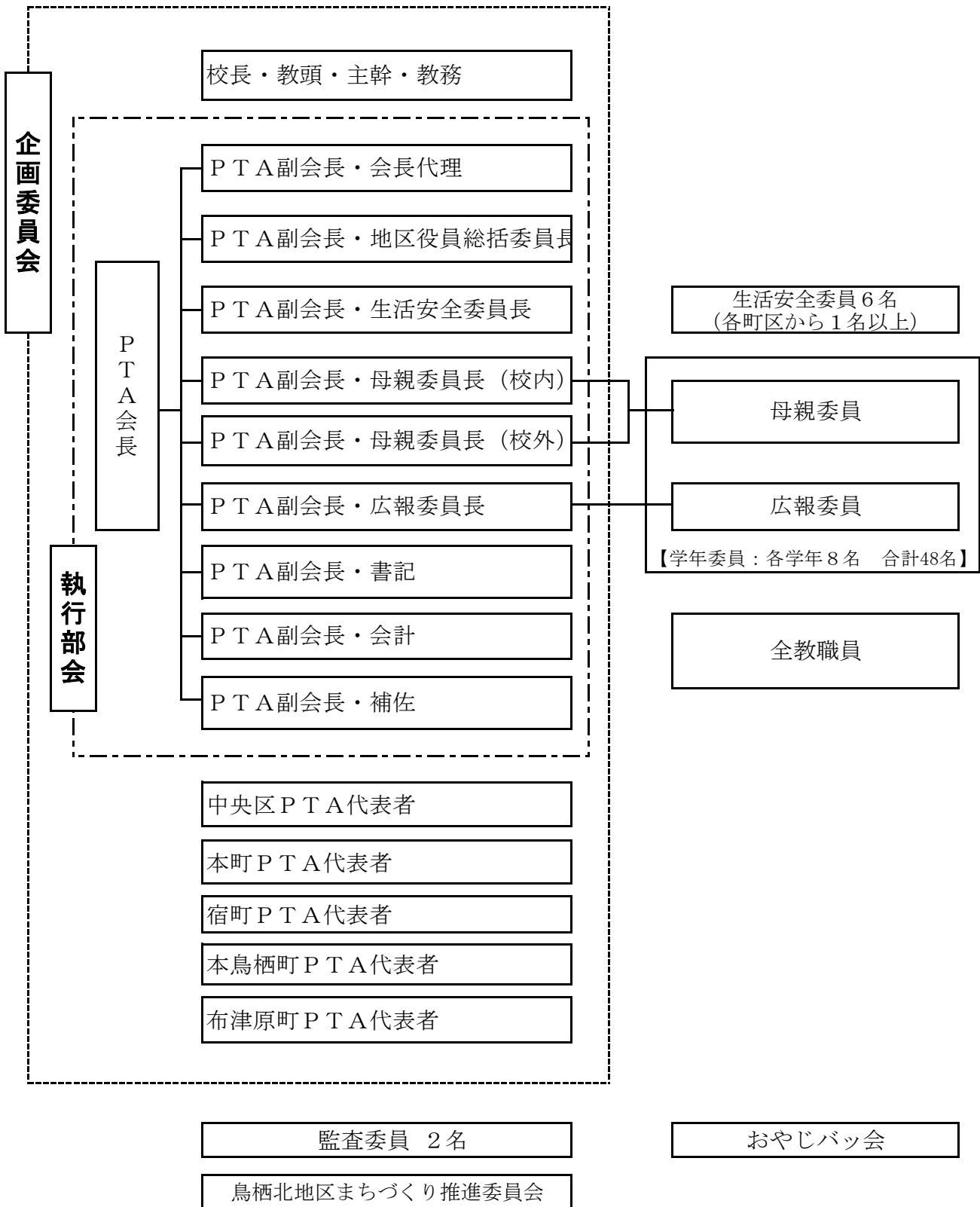
←※学校側にて決定

項 目	本年度予算額	前年度予算額	決算	増 減	備 考
前年度繰越金	1,419,967	1,214,796	1,214,796	205,171	令和4年度からの繰越金
会 費	2,604,000	2,608,200	2,544,500	-4,200	350円×12月×会員数 620名(教職員を含む)
	0	0	0	0	
雑 収 入	250	250	18	0	預金利息等
合 計	4,024,217	3,823,246	3,759,314	200,971	

【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度決算額	前年度増減	備 考
運 営 費	720,000	920,000	591,160	-200,000	
本部運営費	100,000	100,000	19,817	0	事務用品等
役員旅費	100,000	250,000	136,700	-150,000	九P・地区P・各種会員等旅費
慶弔費	70,000	70,000	17,773	0	記念品代、香典料
負担金	450,000	500,000	416,870	-50,000	県P負担金、地区P負担金、県P安全会費
活 動 費	1,626,000	1,360,000	1,079,088	266,000	
会員研修費	100,000	100,000	18,500	0	県P研修会補助、会員研修費用等
学年費	96,000	100,000	85,405	-4,000	学年活動費(16,000円×6学年)
行事費	500,000	230,000	315,316	270,000	PTA活動費(地域ふれあい)・おやじバツ会活動費(門松・凧等)など
母親委員会費	80,000	80,000	6,550	0	ははおやオリンピック等
生活安全委員会費	130,000	130,000	112,802	0	花いっぱい運動活動代
広報委員会費	500,000	500,000	459,895	0	広報誌制作費
児童奨励費	120,000	120,000	80,620	0	運動会賞品代、マナーアップポスター賞品代等
総合学習費	100,000	100,000	0	0	クラブ活動用品、図書、運動用具等購入代
教 育 振 興 費	1,200,000	1,100,000	664,542	100,000	
式日費	300,000	250,000	238,722	50,000	入学式、卒業式、紅白饅頭、(卒業生のみ)等
美化費	550,000	500,000	273,041	50,000	植木代、配膳台代、運動場整備費等
研究奨励費	250,000	250,000	123,859	0	研究冊子、印刷製本費、資料代
諸謝金	100,000	100,000	28,920	0	講師謝金
繰 り 出 し 金	15,000	15,000	4,550	0	転出児童に対する会費の払い戻し金
予 備 費	463,217	428,246	0	34,971	
合 計	4,024,217	3,823,246	2,339,340	200,971	

令和5年度 鳥栖北小PTAと地区PTAとの関連図(参考)



鳥栖市立鳥栖北小学校 P T A 表彰、 慶弔、旅費及び日当に関する規定

1 表彰規定

表彰に値すると認められた場合は、企画委員会に諮り表彰する。ただし、総会において表彰理由を説明しなければならない。

2 慶弔規定

- (1) 教職員の婚姻に際しては、企画委員会に諮り記念品を贈る。
- (2) 教職員の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (3) 児童の死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (4) 保護者死亡の場合 香典料 10,000円を供する。
- (5) 教職員及び保護者が、学校行事またはこれらに準ずる行事において、加療を要する傷病を受けた場合は、企画委員会で協議の上見舞いをする。
- (6) 上記以外の災害等で必要と思われる場合は、企画委員会で協議し決定する。

3 旅費規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他諸会合に出席する場合は、次により、旅費を支給する。

- (1) 交通費
 - ① 公共の交通機関使用の場合は実費交通費を支給する。
 - ② 自家用車使用の場合は運転者に次の額を支給する
 - ・ 三養基郡内及び神埼郡内 (700円)
 - ・ 佐賀市内及び佐賀郡内 (1,000円)
 - ・ その他の地域(企画委員会で協議して決める)
 - ③ 自家用車使用の場合において、高速道路使用が適当と思われる場合は高速道路料金を支給する。
- (2) その他必要と認めるときは執行部会で協議し旅費を支給する。

4 日当規定

本会の会員が、会長の命を受けて出張その他諸会合に出席する場合は、次により、日当を支給する。

- ① 4時間以上で、主催者より食事等供されない場合は1,000円を支給する。
- ② 4時間以上で、主催者より食事等供される場合は500円を支給する。
- ③ 4時間未満で、主催者より食事等供されない場合は500円を支給する。
- ④ 必要に応じて執行部会で協議し、上限を2,000円として支給する。